

## 1 金 沢 志 津 夫 議 員

- 1 町の経済政策の見直しを
- 2 離岸堤の設置と周辺整備で住民の安全や産業の育成を
- 3 義務教育学校の導入について



### 1 町の経済政策の見直しを

安倍一強内閣の経済政策は、地方切り捨て・大企業優先の政治により、国民の貧富の格差を助長させ、消費税を始めとする様々な負担を弱者に押しつけ、地方政治と地方経済に大きな混乱をもたらしております。

こうした弱者排除の市場原理は全国津々浦々に至るまで影響を与え、町内においても、老舗と言われる店舗が相次いで閉店する事態にまで進行し、大型店舗へ顧客が流失して、商店街の空洞化と地域経済が破綻して町の存亡に関わる問題にまでなっております。

町はこれまで様々な経済政策で対応してきましたが、急速な地域経済の落ち込みに追いつかない状態であり、さらなる総合的な町の経済政策が必要と考えます。そこでお伺い致します。

1、町はこうした地方の現状を国の経済政策に照らして、どのように認識していますか。

2、町はこれまで行ってきた、街なか活性化のための商工団体に対する各種イベント事業への助成等について、効果・検証を行ってきましたか。

また、どのような経済効果をもたらしましたか。

3、これまでの助成事業が最良策と考えますか。業種に偏った助成との指摘もあるが、町民の税金を投入するからには、全町的な目線で裾野の広がった助成の在り方を考えるべきと思うがどうですか。

4、岩内町を産業別に区分し、一次、二次、三次に分けた場合のそれぞれの割合と労働人口は。岩内町の主要産業は。町の産業構造の変化をどのように分析し、今後、どのような対策をしようと考えていますか。

5、限りある町の予算を、有効にかつ効果的に事業を展開するには、見直しも含め産業間の連携や自助努力、行政の効果ある経済の支援策が必要であります。

今後の岩内町の大計を示す指針となり、不況にあえぐ経済状況を直視し、総合的な観点からこの町に合致した経済政策を新年度予算で示していただきたいがご所見を伺います。

## 【答 弁】

### 町 長：

町の経済政策の見直しをについて5項目のご質問であります。

1項めは、町はこうした地方の現状を、国の経済政策に照らしてどのように認識しているか、についてであります。

国は、地方における人口減少と少子高齢化の進展により、雇用や産業基盤が縮小し、これが地域の活力低下につながり、個人消費や民間投資に力強さが欠けていると分析しており、地方における商店街の空洞化や地域経済の低迷などを受け、設備投資・技術開発・商品開発・販路拡大・事業承継・創業支援・海外展開などを支援する様々な補助金や税制などの経済政策を打ち出しております。

こうした中、町においてもこれら制度の活用促進や、平成28年度より空き店舗活用支援事業補助制度を創設するなどして、商店街の活性化や空き店舗対策などに取り組んでいるところであります。

しかしながら、地方の商店街を取り巻く現状に対する効果がなかなか現れない背景には、例えば、コンビニエンスストアの台頭、移動販売車による注文販売、インターネット通販などに見られるような、消費者ニーズや生活スタイルの変化なども、新たな一因となっているものと認識しております。

2項めは、町はこれまで行ってきた街なか活性化のための商工団体に対する各種イベント事業への助成等について、効果・検証を行ってきたか、また、どのような経済効果をもたらしたか、についてであります。

町がこれまで行ってきた商工団体への主なイベント助成事業としては、軽トラック市を開催する街なか活性化事業、あきんど市を開催する商店街活性化支援事業、昨年度より新たに開催している岩内港味覚市事業などがあり、それら事業運営費の一部を町補助金として助成しております。

いずれも、事業者からの要望等により、商店街の活性化や賑わいの創出、浜に活気を取り戻すことなどを目的に、商工業者をはじめ、地域の様々な企業・団体による協力体制によって事業運営されており、地元消費拡大や町のPRなどで大いに貢献し、地域に一定の経済効果をもたらしている事業であると認識しております。

3項めは、これまでの助成事業が最良策と考えるか、業種に偏った助成との指摘もあるが、町民の税金を投入するからには全町的な目線で裾野の広がった助成の在り方を考えるべきと思うがどうか、についてであります。

こうした商工関係者ら自らの発案による取り組みは、商店街の活性化を目指す町の商工業振興施策に合致し、一定の効果をもたらす有効な取り組みであると考えております。

また、町の各種助成については、商工業振興事業に限らず、これまでも各分野において政策上制度設計され、適正に運用されておりますが、今後につきましても、町全体に波及する効果的な助成となるよう配意してまいります。

4項めは、岩内町を産業別に区分し、一次、二次、三次に分けた場合のそれぞれの割合と労働人口は。岩内町の主要産業は。町の産業構造の変化をどのように分析し、今後、どのような対策をしようと考えているか、についてであります。

はじめに、産業別区分の状況についてであります。平成27年の国勢調査によれば、本町における15歳以上の産業別労働者の割合と人口は、一次、二

次、三次合わせて6,203人で、このうち一次産業が3.5%で217人、二次産業が32.9%で2,040人、三次産業が63.6%で3,946人となっております。

次に、町の主要産業と産業構造の分析、今後の対策についてであります。町の、現在の町の主要産業は、平成28年度経済センサス活動調査データなどから推察して、卸・小売業や建設業であると考えておりますが、かつてのニシン漁やスケトウダラ漁全盛期に基幹産業であった漁業・水産加工業が、200カイリの影響や全国的な漁獲の減少など時代の変遷とともに、卸・小売業や建設業などの商工業へと産業構造が変化したものと分析しております。

今後は、町の産業を取り巻く環境が厳しさを増す中で、近年の訪日外国人観光客の急増などで地域における新たな産業の創出やビジネスの展開も期待されることから、国の政策動向や地域の要請を踏まえながら、引き続き様々な分野に配慮した産業振興策を検討してまいりたいと考えております。

5項めは、今後の岩内町の大計を示す指針となり、不況にあえぐ経済状況を直視し、総合的な観点からこの町に合致した経済政策を新年度予算で示していただきたいが所見は、についてであります。

新年度に向けた経済政策のあり方については、人口減少に伴う地方交付税や町税収入の減収、社会福祉経費の増大などによる厳しい財政運営の中においても、町の将来に向けた活力ある地域づくりを目指すため、総合戦略に掲げる各種経済政策をPDCAサイクルにより検証した中で、優先順位を明確にし、限られた予算の中で着実に実行できる施策を新年度予算編成に反映するよう検討してまいりたいと考えております。

## 2 離岸堤の設置と周辺整備で住民の安全や産業の育成を

岩内町総合計画の積み残しの事業として、島野海岸の護岸堤の、離岸堤の設置問題があります。

離岸堤の設置については、過去に国の事業として計画されたが、中止となった経過がありますが、東日本大震災を契機に防災意識が高まり、津波に対する住民の不安が高揚し、同地区が国の定めた津波の浸水区域になるため、離岸堤の設置を望む住民の声がこれまで以上に広まっております。

また、離岸堤は、津波対策だけでなく海岸の静穏度を保ち、海藻類の繁茂や浅海資源の増大につながり、産業の育成にとっても有効な施設であります。

私は、これまで幾度か離岸堤の設置について質問をし、町理事者も積極的に関係機関に働きかけを行ってきましたが、いまだ実現されていない事業であります。

1、離岸堤の設置について現在どのような進捗状況にありますか、設置の必要性と町の対応についてお伺いします。

近年の漁業実態は最盛期の半分以下に漁獲量が落ち込み、特に浅海資源のウニ、アワビ、ナマコなどは、自然環境の変化や密漁の横行などで激減しており、死活問題にあります。

2、町が支援している藻場造成事業だけでは磯焼けによる藻場の衰退に追いつかず、新たな自然石を投入し、良好な漁業形成が必要と、漁場形成が必要と思えますがいかがですか。

野東川左岸に防波護岸が新設され、住民の不安が解消され、大変喜ばれております。

しかし、敷島内地区から左岸は防波護岸がなく、近年の異常気象で大波が国道を越え、民家を押し寄せる、民家に押し寄せる被害も出ております。

3、野東地区まで設置されている防波護岸を、敷島内全域に至るまで延長し、住民の安全を確保するべきと思うが、町の対応についてお伺いします。

## 【答 弁】

### 町 長：

離岸堤の設置と周辺整備で住民の安全や産業の育成をについて、3項目のご質問であります。

1項めは、離岸堤設置の進捗状況と設置の必要性和町の対応についてであります。

これまで、町は、港湾区域に接する御崎海岸及び野東海岸の海岸管理者として、離岸堤の設置等の海岸保全対策について検討してまいりましたが、多額の費用負担を伴うため、町の事業としての整備は困難な状況にあり、事業化に至っておりません。

しかしながら、あらゆる方向性を検討する中で、野東から敷島内までの海岸が国道に接していることから、国の道路事業としての可能性があるものと考え、実施に向けて国と協議してきた結果、平成29年度から、野東海岸の一部ではありますが、大型の防波護岸の整備が進められているところであります。

近年の異常気象に起因する波浪による越波や海岸浸食、さらに津波から地域住民の生命財産を守る対策として海岸保全は、大変重要と認識しておりますので、海岸保全対策全体の整合性や実現性などから事業手法を検討するとともに、国に対する要望や、港湾区域に隣接していない野東から敷島内地区の海岸管理者となる北海道との協議を実施するなど、問題解消のための取組みを継続してまいります。

2項めは、町が支援している藻場造成事業だけでは磯焼けによる藻場の衰退に追いつかず、新たな自然石を投入し、良好な漁場形成が必要と思いがいかですか、についてであります。

道内の日本海沿岸では、魚介類の生育に欠かせないコンブなどの海藻類が消失する磯焼けが、深刻化しております。

国や道においては、研究や試験が繰り返し行われ、古くは築磯事業にはじまり、藻場造成のための多様な手法による磯焼け対策が行われており、岩内沿岸においても、北海道が事業主体となり、管理受託者を岩内郡漁業協同組合として、藻場造成工事が施工されてきたところであります。

平成元年度から平成6年度までのあいだに施工された藻場造成工事は、自然石を敷設し、波浪による自然石の散乱を防ぐために、周囲を異型コンクリートブロックで囲う工法が主流で、囲い礁と呼ばれているものであり、岩内沿岸全体では約6ヘクタールの造成面積となっております。

一方、現在、町が支援している藻場造成事業については、岩内郡漁業協同組合の役員および漁業者で構成する、岩内地区藻場保全活動組織が事業主体となり、今年度から3年間実施するもので、国の水産多面的機能発揮対策事業として採択決定されたものであります。

事業の工法といたしましては、過去に藻場造成工事を行った囲い礁に設置してある、異型コンクリートブロックに海藻の、フシスジモクを定植するというものであり、近年は、道内の日本海沿岸の各地でも行われはじめております。

フシスジモクは成長が早く、繁殖力も強いいため、漁業資源の回復に繋がるものとして期待されております。

いずれにいたしましても、磯焼け対策には、効果的な藻場造成が重要であると認識しておりますので、岩内郡漁業協同組合の意向を確認しながら、有効な藻場造成事業が、継続して実施されるよう、国や道に対して働きかけを行うな

ど適切な支援をしてまいります。

3項めは、野東地区まで設置されている防波護岸を敷島内全域まで延長をすべきと思うが、町の対応についてであります。

国は、国道229号において、平成29年度から事業費約7億円をかけ、特に暴風と越波等が頻発し、道路や通行車両等に支障をきたす状況にある野東川河口付近から延長141mの区間について、老朽化した既存護岸を撤去し、新たにプレキャスト大型波返しの防波護岸を設置する国道改良事業を進めているところであり、平成31年度以降に完成すると伺っております。

事業の完成後は、整備区間においては越波対策に大きな効果があるものと考えておりますので、整備区間以外の敷島内に至る地区においても、国に対し、国道整備と合わせた防波護岸の設置を要望してまいります。

### 3 義務教育学校の導入について

町が進めようとしている義務教育学校の導入について質問いたします。

1、これまでの導入を検討されてきた経緯とその理由について。

2、全国的にも取組みが浅く、現段階では町民がその是非を判断することは難しいと思われるが、先進地の事例で具体的にどのような効果や成果が得られているのか、また、弊害が生まれていないのか、お尋ねいたします。

3、基本計画を策定する前提となる生徒数の推移は大変重要な要件となるが、第一期生が卒業する9年間は元より長期展望をどのように考えているのかお聞きします。

4、私立学校で多く見られる小・中・高・大学へのリレーは公立学校においては難しいと思われるが、進学過程において高校、大学の受け入れ態勢と結び付きをどのようにするのか、また、近隣町村の生徒の受け入れや編入はどのように対応するのか、お尋ねいたします。

## 【答 弁】

### 教育長：

義務教育学校の導入について、4項目にわたるご質問であります。

1項めは、これまでの導入を検討されてきた経緯とその理由についてであります。

教育委員会と学校ではこれまで、地域や保護者などと連携し、児童生徒一人一人が、それぞれの個性を伸ばし、生きる力を育成するとともに、自主性や主体性、道徳性の向上などの取組みを進め、義務教育9年間を通じて児童生徒に必要な資質や能力を、確実に育むことを目標に学校経営の充実に努めてまいりました。

しかしながら、現在学校では、学力向上対策のさらなる充実やいじめの撲滅、不登校や非行問題の抑制、教職員の働き方改革に加え、老朽化した学校施設の改修や教育備品の更新、ICT機器の充実など、種々の課題を抱えている状況であります。

こうしたことから、これらの課題に迅速、的確かつ、機動的に対応していくために、効果的な学校組織の在り方についての協議を進め、町としての教育の方向を、明確に計画を策定す、明確にした計画を策定するために岩内町学習環境推進計画検討委員会を、平成30年6月4日に設立し、11月末までの期間で、6回の検討委員会を開催してきたところであります。

検討委員会では、保護者や地域住民、学校関係者と行政が連携した中で、教育効果を十分に発揮できる、教育環境とはどうあるべきかという観点から、先進地の成果などをもとに協議を進めております。

検討委員会としては、町の児童生徒が一貫した教育方針のもと、変化の激しい社会をたくましく生きていく力の育成を実現するためには、小中一貫教育を推進することが、町の将来にわたっての教育の質の維持向上を図るためには有効であると考え、小中一貫教育に適合した、学校マネジメントを可能とする施設として、施設一体型義務教育学校の導入を決定したところであります。

2項めは、先進地の事例で具体的にどのような効果や成果が得られているのか、また、弊害が生まれていないのかについてであります。

先進地における具体的な効果や成果といたしましては、義務教育学校の特性である、学年区切りの柔軟性を最大限に活用した、教育カリキュラムによる学力向上や教職員間で児童生徒の情報を共有した中で行う、9年間を見据えた継続した指導による、問題行動の抑制に加え、異学年交流に伴うコミュニケーション能力の向上、部活動の小中一貫化に伴う体力の向上などの成果が報告されております。

また、弊害、デメリットといたしましては、人間関係の固定化やサポート体制が行き届かないこと、小学生におけるリーダーシップの育成機会の減少などが報告されております。

なお、デメリットにつきましては、学校と行政が連携した中で、常に教育課程や指導方法の検討及び改善を行うことが可能な学校経営に取り組むことにより、解消されるとの報告もされております。

3項めは、児童生徒数の推移は大変重要な要件となるが、長期展望をどのように考えているのかについてであります。

施設一体型義務教育学校の導入に伴う、児童生徒数の推移なども含めた、長期展望につきましては、平成31年度に策定を予定しております、基本構想も

含めた基本計画の策定を推進する中で、検討委員会をはじめ、様々な部会や関連する担当などと慎重に協議を進め、町における教育のあり方や長期展望について、検討を進めてまいりたいと考えております。

4項めは、進学課程において高校、大学の受け入れ態勢と結びつき、近隣町村の生徒の受け入れや編入はどのように対応するのかについてであります。

義務教育学校は、小中1人の校長に、小中1つの教職員組織で、小学校6年間、中学校3年間の系統性、連続性を最大限に生かす、9年間を通じた学校経営を、効果的に実施する学校形態となっております。

こうしたことから、検討委員会におきましては、私立学校で見られるような小学校から大学までの連携を小中一貫教育に組み込んだ調査研究は行っていないことから、現在のところ高校、大学の受け入れ体制と結びつきにつきましては把握することはできません。

しかしながら、地元で道立高校があることから、現在も実施している進学を支援する情報交換や様々な場面での連携などを強化し、義務教育学校が開設された場合においても地元高校との結びつきに努めてまいります。

次に、近隣町村の生徒の受け入れや編入はどのように対応するかについてであります。

義務教育学校が開設された場合の、児童生徒の受け入れや編入につきましては、転出先の学校から引き継がれる内容をもとに、個人の学力や性格などを把握する中で、習熟度別学習や個別学習、支援員による学習支援など、個に応じた、きめ細かな対応を推進することができる、学校体制を確立することにより、円滑に対応できるものと考えております。